⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

ウ　工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

オ　配置予定技術者の能力をヒアリング結果に基づき評価する。

㋐　工事施工体制等評価について

○品質確保の実効性（品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。）

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

○施工体制確保の確実性（施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。）

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。得点15点

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。得点５点

㋑　工事全般の具体的な施工計画について

○工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

・現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点６点（５段階にて評価）

㋒　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について

○トンネル掘さくの施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地形、地質及び地下水等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点７点（５段階で評価）

○覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・現地の条件（地質及び地下水等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点７点（５段階で評価）

㋓　社会的要請への対応に関する事項について

○第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

・現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。得点５点（５段階にて評価）

㋔　配置予定技術者の能力について（ヒアリング）

○技術者の専門技術力

関連分野における施工経験や知識量

担当工事における主体性、創意工夫の取り組み

・経験として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫の積極的な取り組みが確認できる。得点２点

・経験として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。得点１点

○当該工事の理解度・取り組み姿勢

当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度

課題への対応に関する技術的な裏づけ

・当該工事について適切に理解した上で施工上の提案等積極的な取組姿勢が見られる。得点２点

・当該工事について適切に理解している。得点１点

○質問に対する応答性（回答の的確性・簡潔性）

・質問に対する応答がきわめて明快、迅速である。得点１点

・質問に対する応答が明快、迅速である。得点0.5点

【配置予定技術者の能力に関する評価の方法】

上記２⑺に掲げる施工経験を複数の配置予定技術者の施工経験をもって申請した場合は、そのうち、代表者が配置する上記２⑷アの施工経験を有する技術者に対してヒアリングし評価する。

また、上記２⑷アの施工経験を有する技術者を複数候補者として申請した場合は、すべての候補者をヒアリングし、そのうち最も得点の低い技術者の評価結果をもって評価する。

注）その他、詳細については、技術提案作成説明書による。

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴㋐に示す評価項目について、30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴㋑、㋒、㋓及び㋔に示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、下記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

エ　価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び上記⑴に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。

併せて、工事成績評点を減ずる措置を行う。